

多文化共生イベント「からっかぜパーク」実施業務 企画提案要領

1 業務の名称

多文化共生イベント「からっかぜパーク」実施業務

2 業務の趣旨・目的

群馬県には、現在115カ国・72,315人の外国人県民が住んでいる（令和5年12月末時点）。コロナ禍を経て過去最多の人数となっており、今後も増加が予想される。

群馬県は、「日本人と外国人がお互いの文化的違いを認め合い、ともに協力して新たな価値を創造する『多文化共生・共創社会』」の実現を目指している。日本人・外国人県民がお互いの文化の違いにふれ、それを楽しいと感じられるイベントを、日本人・外国人の共創により実施する。イベントの実施に当たっては、様々な国籍や年代から構成される、からっかぜパーク実行委員会（以下「実行委員会」という。）の意見を取り入れる。

3 業務の内容

別添仕様書のとおり

4 予算額

5,500千円（消費税及び地方消費税を含む）

- ・応募に要する経費は、含まない。（提案者の負担とする）
- ・選定された事業者に対しては、企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積書の提出を依頼する。

5 契約期間

契約締結の日から令和7年1月31日（金）まで

6 応募資格

次の条件を全て満たしていること

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者
- ・破産宣告を受け復権していない者でない者
- ・銀行取引停止処分を受けている者でない者
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと
- ・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でない者
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- ・国税及び地方税を滞納している者でないこと
- ・当該委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有している者

7 スケジュール

(1) 公募開始

令和6年4月19日（金）

(2) 質問受付

令和6年4月30日（火） 午後 5時 まで

※詳細は、下記8のとおり

(3) 企画提案書提出期限

令和6年5月15日（水） 正午 必着

※詳細は、下記9のとおり

(4) 審査結果

令和6年5月22日（水）までに連絡（予定）

※詳細は、下記10（2）のとおり

8 質問受付

次のとおり、応募を予定している事業者から、質問を受け付ける。

(1) 受付期間 令和6年4月30日（金）午後5時 まで

(2) 質問様式 質問書（様式1）による

(3) 質問方法 電子メールによる

(4) 提出先 下記12に同じ

※件名を「プロポーザル質問（業者名）」とすること。

※質問を提出した際は、電話にて確認をすること。

(5) 回 答 質問受付日から原則として土・日曜日・祝日を除き3日以内に電子メールで回答するとともに、質問内容と回答を県ホームページに公開する。（事業者名は公表しない。）

9 応募の手続き等

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式2） 【1部】

イ 企画提案書本体（様式任意） 【1部】

ウ 業務実施体制表（様式3） 【1部】

エ 作業工程（任意様式） 【1部】

オ 会社概要（パンフレット等） 【1部】

カ その他資料（適宜） 【1部】

キ 費用見積書（任意様式） 【1部】

・宛名は「群馬県知事 山本一太」とし、見積書の内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税額を明記すること。

・見積額が上記4の予算額を超えた場合は、失格とする。

ク 法人登記簿謄本（3カ月以内に発行されたもの。コピー可） 【1部】

ケ 決算書（直近のもの1期分（半期決算の場合は2期分）） 【1部】

コ 誓約書（群馬県暴力団排除条例第7条関係）（様式4） 【1部】

- サ 県税完納証明書（原本） 【1部】※
※群馬県内に事業所を有しない場合は、法人税の納税証明書 【1部】
シ 課税（免税）事業者届出書（様式5） 【1部】
「令和6.7年度物品等契約資格者名簿」登載者は、ク～サの提出は不要

(2) 提出方法・提出期限

ア 提出方法 電子メールによる。

※メールの容量が4MBを超える場合、受信できない可能性があるため、別途相談すること。

イ 提出期限 令和6年5月15日（水） 正午 必着

(3) 提出先 下記12に同じ。

(4) 応募書類の取扱い

- ・提出された応募書類は返却しない。
- ・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがある。

(5) その他注意事項

- ・応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書等は、提出後に内容を変更することはできない。
- ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがある。
- ・提出後に辞退する場合には、速やかに発注者に連絡し、その旨を書面にて提出すること。
- ・発注者は、提出された企画提案書の内容について、質問及び訂正を求めることができる。
- ・このプロポーザルの参加に係る手続、提出書類等で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。

10 審査

提出書類の確認ののち、各者が提出した企画提案書の審査を行い、最も優れた企画提案を提出した者を委託契約の優先交渉者として決定する。

(1) 審査基準

- ・趣旨・目的的理解に関すること（事業の趣旨及び仕様書の内容に関する理解）
- ・企画提案内容に関すること（企画力、実現性・具体性、オリジナリティ、表現方法）
- ・実施体制等に関すること（業務遂行能力、業務への熱意・意欲、関連事業実績）
- ・積算に関すること（見積金額の妥当性）
- ・総合評価（全体的な整合性）

(2) プロポーザル結果の公表について

プロポーザル結果の公表は、令和6年6月上旬までに県ホームページ上で行う。（予定）

11 契約

- ・上記10において選定された者を事業の委託契約候補者とする。
- ・企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、群馬県との交渉で決定する。

- ・なお、優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。
- ・委託により作成された成果物に関する全ての権利は、群馬県に帰属する。

12 応募先及び問い合わせ先

- (1) 名 称 群馬県地域創生部ぐんま暮らし・外国人活躍推進課多文化共生係
- (2) 所在地 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
- (3) 連絡先 電話 027-226-3394
メール gunkurashi@pref.gunma.lg.jp